

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇条例

目次

- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正
- 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部改正
- 鳥取県木炭検査条例の一部改正
- 鳥取県土木工事設計監督委託条例の一部改正
- 鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例
- 鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例
- 鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例
- 鳥取県林業改良指導員資格試験条例
- 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例
- 鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例を廃止する条例
- 鳥取県「すいか」検査条例を廃止する条例
- 鳥取県立図書館協議会に関する条例

鳥取県立科学博物館協議会に関する条例
鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正
火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例
警察保安関係許可手数料条例の一部改正
職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正

条 例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「、発電所」を削り、同条同号ロ中「一三九人」を「一四四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項の次に次の一項を加える。

4 常勤の特別職の職員が一般職の職員を兼ねるときに受ける給与及びその額は、第一項から前項までの規定にかかわらずその兼ねる一般職の職員としての給与及びその額とする。ただし、一般職の職員としての給料の月額が第二項に規定する給料の月額に充たない

とき又は期末手当の額が当該支給期において、前項に規定する期末手当の額に充たないときは、それぞれその差額を、給料又は期末手当として支給する。

別表の出納長、教育長、監査委員及び人事委員会の委員の項給与の額の欄中「四五、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「四八、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に、「三七、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」にそれぞれ改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

(伝染病防疫作業従事職員の特種勤務手当)

第五条 伝染病防疫作業従事職員の特種勤務手当は、伝染病防疫に従事する職員が左に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一条第一項及び第二項に定める伝染病の病菌に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病菌の附着した物件若しくは附着の疑のある物件の処理作業

二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第二条に定める家畜伝染病のうち、人事委員会の定める伝染性疾病の病菌に汚染されている区域において行う患者の飼育又は当該病菌の附着した物件若しくは附着の疑のある物件の処理作業

第六条 前条の手当の額は、作業に従事した日一日につき三十円とする。

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二十四円とする。

第十二条第二項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、左の区分による額とする。
- | | | |
|-----|----|---------|
| 一 級 | 月額 | 一万二千五百円 |
| 二 級 | " | 八千五百円 |
| 三 級 | " | 七千五百円 |
| 四 級 | " | 四千五百円 |
| 五 級 | " | 四千円 |
| 六 級 | " | 二千五百円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般土木工事		災害復旧工事	
工費区分	乗率	工費区分	乗率
五〇万円以内	二・〇パーセント	一〇〇万円以内	三・〇パーセント
一〇〇万円	一・五	一〇〇万円を越えるもの	二・五
一〇〇万円を越えるもの	一・〇		

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第八号

鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例

第一条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第

(設置)

十六条第二項に規定する要保護女子に対し貸付ける更生資金(以下「更生資金」という。)の運営に關し、調査審議させるため、鳥取県婦人更生資金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(委員)

第二条 委員は、十人以内とし、次に掲げるものの中から知事が任命する。

一 学識経験者

二 婦人相談員

三 その他関係行政機関の職員

(任務)

第三条 運営委員会は、知事の諮問に応じ、更生資金運営の大綱、貸付の可否、延滞利子の免除、償還期間の延長、一時償還及び貸付の停止について意見を述べるものとする。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 運営委員会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第九号

鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例

(目的)

第一条 この条例は、鳥取県物産館(以下「物産館」と

いう。)における、知事の指定した小間(以下「小間」という。)の使用料及び物産館に展示した物産の販売手数料の徴収に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料及び手数料の額)

第二条 小間の使用料は、一小間(二平方メートル)につき、月額五百円とする。

2 販売手数料の額は売上金額の一割五分の額の範囲内において、物産の種類により知事が別に定める。

(使用料の納付)

第三条 前条第一項の使用料は、小間の貸付と同時に貸付期間に対応する額を納付しなければならない。

(既納の使用料及び手数料)

第四条 既に納付した使用料及び手数料は還付しない。

(委任)

第五条 この条例の施行について、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十号

鳥取県立農産加工所使用料及び手数料条例

(総則)

第一条 鳥取県立農産加工所において、農産加工に要する原材料及び仕掛品、製品、加工副製品等について、

試験、分析、鑑定又は加工設備の使用を依頼する者は、この条例の定めるところにより、使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき使用料又は手数料の額は、次のとおりとする。

一 使用料

びん詰、缶詰施設 一時間につき 五〇円

その他の加工施設 一時間につき 五〇円以下で知事が定める額

二 手数料

定性 試験 一成分につき一〇〇円とし

一成分を増すごとに五〇円を加える

特殊定性試験 一成分につき二〇〇円とし

一成分を増すごとに一〇〇円を加える

定量 試験 一成分につき二〇〇円とし

一成分を増すごとに一〇〇円を加える

2 前項に掲げる区分の内容は、知事が別に定める。

(既納の使用料及び手数料)

第三条 既に納付した使用料又は手数料は還付しない。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 第二条の規定にかかわらず、知事が特別の事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免する

ことができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に關し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例

(目的)

第一条 この条例は、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第十条の規定に基づき、林業改良指導員資格試験(以下「試験」という。)について必要な

事項を定めることを目的とする。

(試験の回数)

第二条 試験は、毎年一回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に試験を行うことができる。

(試験の方法)

第三条 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

2 筆記試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行う。

3 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

(受験資格)

第四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて、卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定期程(昭和十六年文部省令第五十四号)、専門学校卒業程度検

定期程(昭和十八年文部省令第四十六号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正十一年文部省令第四号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定期程(明治四十一年文部省令第三十二号)により林業に関する学科目の検定に合格した者。

- 二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校、旧実業学校令(明治三十二年勅令第二十九号)による実業学校、旧高等女学校令(明治三十二年勅令第三十一号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治三十二年勅令第二十八号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)、旧専門学校入学者検定期程(大正十三年文部省令第二十二号)若しくは旧実業学校卒業程度検定期程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、当該試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以

上に達するもの。

- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体に おける林業に関する技術についての普及又は指導 奨励

三 前二号に規定するほか、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が八年以上に達する者

四 前三号に掲げる者と同等又はそれ以上の学識経験を有すると知事が認めたる者

(試験実施の公告)

第五条 知事は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験実施上の必要な事項を、試験期日の六十日前までに公告しな

ければならない。ただし、特に知事が必要と認められた場合は、その公告は試験期日前三十日までに短縮することができる。

(合格の公表及び合格証書)

第六条 知事は、試験後一箇月以内に試験合格者の氏名を公表し、かつ、合格証書を交付する。

2 合格証書を失い又はき損した者は、合格証書の再交付を申請することができる。

(不正行為に対する処分)

第七条 試験に関し不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(受験手数料)

第八条 受験手数料は、二百円とする。

2 既納の手料は、還付しない。

(試験審査委員会)

第九条 知事は、この試験を行うため、試験審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の者をもつて組織する。
 - 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験者
- 3 委員会は、試験の課題の決定及び試験成績の判定を行い、その結果を知事に答申する。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十二号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例

(総則)

第一条 県営土地改良事業(以下「事業」という。)に要する経費について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)第九十一条の規定による分担金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

(分担金の額及び賦課基準の決定)

第二条 前条の分担金の額は、各年度ごとに、当該事業に要する費用の額の百分の三十五をこえない範囲内において、知事が定める。

2 前項の分担金の賦課基準は、当該事業について、その施行に係る地域内にある土地の利益を勘案して、知事が定める。

(分担金を徴収すべき者)

第三条 前条の規定により算定した分担金は、当該事業によつて利益を受ける者で、その事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの、その他農林大臣の指定するものから徴収する。

2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

(分担金の徴収)

第四条 第二条の規定により算定した分担金の徴収は年一回とする。ただし、精算は、年度経過後出納閉鎖期までに行い、その結果、過納額を生じたときはこれを還付し、又は次年度の納付額に充当し、不足額は追徴する。

(負担額の減免)

第五条 当該事業に要する経費にあてる目的をもつて、土地、物件、労力又は金銭を寄附したときは、その寄附額に応じ負担額を減免することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十三号

鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例を

廃止する条例

鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県「すいか」検査条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 設置する図書館

鳥取県「すいか」検査条例を廃止する条例
鳥取県「すいか」検査条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第二十九号)は、廃止する。

鳥取県立鳥取図書館協議会 鳥取県立鳥取図書館
鳥取県立米子図書館協議会 鳥取県立米子図書館

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立図書館協議会に関する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十五号

鳥取県立図書館協議会に関する条例

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第一百八十八号)第十六条の規定に基づき、鳥取県立図書館に次に掲げるとおり図書館協議会を置く。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取県立鳥取図書館協議会に関する条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十二号)は、廃止する。

附 則

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(任期)

第四条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であつてもこれを解任することができる。
(解任)

鳥取県立科学博物館協議会に関する条例をここに公布する。
昭和三十三年四月一日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十六号

(設置)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十二條の規定に基づき、鳥取県立科学博物館に鳥取県立科学博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(定数)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、十人以内とする。
(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(解任)

第四条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であつてもこれを解任することができる。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十二年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十七号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
別表中

数学	数学一	六又は九	六単位	三百五十円
数学二	幾何	五五三	九〇〇	三百五十円
数学三	三又は五	三	三三二	三百五十円
数学一	六又は九	三	三三二	三百五十円
数学二	三又は五	三	三三二	三百五十円
数学三	三又は五	三	三三二	三百五十円

数学	数学一	六又は九	六単位	三百五十円
数学二	三又は五	三	三三二	三百五十円
数学三	三又は五	三	三三二	三百五十円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手数料条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十八号

火なわ式銃砲又は刀剣類の登録に関する手

手数料条例

(総則)

第一条 銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)第十五条の規定により、美術品又は骨とう品として価値のある火なわ式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録交付又は登録証の再交付を受けようとする者は、この条例の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 登録証の交付手数料 一件につき 二百円
- 二 登録証の再交付手数料 一件につき 五十円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 美術品もしくは骨とう品として価値のある火なわ銃式火器および美術品として価値のある刀剣類の登録に関する手数料条例(昭和二十六年三月鳥取県条例第十号)、廃止する。

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十九号

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例

警察保安関係許可手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)」を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)」に改める。

別表中十三「銃砲刀剣類等所持取締令第五条第一項」を「銃砲刀剣類等所持取締法第七条」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「二十円」を「二十五円」に、「千五百円」を「二千円」に、第五項中「五十円」を「七十円」に改め、第七項を次のように改める。

7 前項の手当の額は、授業一時間につき七十円とする。

附 則

この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。